

落札者決定基準

令和7年度 情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化

実証事業業務委託

令和7年6月

大阪市市民局

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「内容点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価落札方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、内容の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札検討会議において、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

「令和7年度 情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託提案書評価表」（別紙）に基づき、提案内容の評価し「内容点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した、「内容点」及び「価格点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「内容点」と「価格点」の比率については、4対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「内容点」と「価格点」の単純和とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(500 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{内容点} \\ \hline \text{(400 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline \text{(100 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「内容点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合

「内容点」が高いものを落札者とする。

イ 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」が同じ場合

「内容点」における提案書評価のうち、評価項目「実施体制」、「アプリ内容」及び「デジタル活用の推進」の合計点数が高いものを落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」、「評価項目『実施体制』『アプリ内容』『デジタル活用の推進』の合計点数」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「内容点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

項目評価は、A、B、C、D、E、Fの6段階で判定・評価し、評価項目の重要度に応じて配点を3段階に分ける。

評価項目ごとに、本市で想定する提案であれば「C」（以下「基準点」という。）とする。非常に高いレベルの提案は「A」、非常に低いレベルの提案は「E」とし、基準点と「A」および「E」との中間レベルの提案についてはそれぞれ「B」、「D」とする。記述が無いものは「F」とする。各評価項目の評価点が、1項目でも0点（評価：F）の場合には、落札者とししない。

配点	A	B	C	D	E	F
10	10	8	6	4	2	0
30	30	24	18	12	6	0
50	50	40	30	20	10	0

なお、提案の高いレベルの要素は評価項目ごとに異なるが、概ね目安は次のとおりである。

- ア 要求水準を超える、一般的に効果的と認められる提案が具体的になされている。
- イ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
- ウ 本市の実情を理解し、本市にとって有益な提案をしている。

(2) 「内容点」の計算

「内容点」の計算は、次の式にて行う。また、内容点が200点未満である場合、落札者とししない。

$$\boxed{\text{「内容点」} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}}$$

(3) 提案書の不評価について

提案書の総ページ数が 30 ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価項目「提案書の表現」を 0 点（評価：F）とするため、提案書の評価を行わない。

3 入札価格の評価（価格点）

「価格点」は入札価格に基づき次のとおり算定する。

$$\text{「価格点」} = 100 \text{点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{予定価格}))$$

※ 「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。（提案内容の評価は行わない。）

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(別紙) 令和7年度 情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託提案書評価表

評価項目		評価事項	項目評価点 (満点時)	審査ポイント
目的と基本方針	目的と基本方針	・本市の目的や方針を十分に理解したうえで、本委託業務に係る考え方についての記述すること。	30	・本委託業務を進めるにあたり、本市の目的や方針を理解したうえで、事業者としての基本的な考え方や具体的な方策・方針が明確に示されているか。 ・記載された方策や方針に具体性、現実性があるか。
事業実施計画	実施スケジュール	・本委託業務の工程を明確化するとともに、各工程に対する実施スケジュールを記述すること。	30	・事業者が考える本委託業務の実施計画が明確に示されており、本市が求めるものと合致しているか。 ・実施計画について、効果的かつ遅延無く作業を進めるための工夫が明確に示されているか。
	業務知識・実績・経験	・事業者における、業務内容に関する専門知識やノウハウを記述すること。 ・事業者における、個人情報保護や情報セキュリティに関する資格（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ27001等）を記載すること。また、そのほかに本委託業務の実施にあたって有効な資格を保有している場合は記述すること。 ・令和3年度以降、国、都道府県、特別区、政令指定都市、中核市において、本業務に類似する業務を実施した経験がある場合、1～2件取り上げ、具体的な実施内容、役割、実施機関名（記述できない場合は、実施機関の規模を示すこと）等を記述すること。	30	・事業者として、本市が求める専門知識・経験が豊富で、必要な資格・実績を有しているか。 ・本委託業務の実施にあたって有効な資格を保有しているか。 ・類似する業務での成功経験や実績があるか。
	実施体制	・本委託業務の実施体制、要員の役割を明示し、従事理由を記述すること。 ・再委託を予定している場合は、再委託についての考え方、再委託先との役割分担についても記述すること。	50	・本委託業務において工程や品質など全体を適切に管理できる知識、経験が豊富な責任者が確保されているか。 ・従事者が本委託業務に必要な知識・経験を有しているか。 ・本市との役割分担が明確にされており、本市の負担軽減が十分に考慮されているか。 ・各工程の従事者の役割分担、従事理由が明確に示されているか。 ・本市からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制が備わっていることが明確に示されているか。 ・本市にとってさらにより良いものになるよう提案できる体制が備わっていることが明確に示されているか。 ・バックアップ体制など、不測の事態への対応及び体制が明確に示されているか。

評価項目		評価事項	項目評価点 (満点時)	審査ポイント
アプリ	アプリ内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託事業において導入・利用するアプリについて、具体的な画面等を付すなどして、特徴・機能等をわかりやすく記述すること。 	50	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめとして様々な利用者にとって、使いやすいアプリであるか。 ・本市で想定する機能に加え、利用者にとって有益な機能が備わっているか。 ・本市で想定する動作環境、利用可能時間が明確に示されているか。
	セキュリティ対策及び個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・本調達仕様書を理解し、不正アクセス防止やデータの保護等のためのアプリやデータセンター、サーバ機器等におけるセキュリティ対策を記述すること。 ・利用者がアプリに登録する個人情報項目についてすべて記述し、個人情報保護のために講じている措置を記述すること。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・本調達仕様書を理解し、アプリやデータセンター、サーバ機器等におけるセキュリティ対策が明確に示されているか。 ・アプリに登録する個人情報が必要最小限度であるか。 ・データ化された個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止など個人情報保護に必要な措置が明確に示されているか。
活用支援		<ul style="list-style-type: none"> ・本調達仕様書を理解し、実施する内容や方法について適切かつ効果的な手法を記述すること。 ・仕様書に記載された内容以外の追加提案があれば、具体的に記述すること。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する内容や方法、手法等が具体的かつ明確に示されているか。 ・実施する内容や方法、手法等が本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。 ・提案内容が、実現性があり、本市に有益となるものであるか。
普及広報活動支援		<ul style="list-style-type: none"> ・本調達仕様書を理解し、実施する内容や方法について適切かつ効果的な手法を記述すること。 ・仕様書に記載された内容以外の追加提案があれば、具体的に記述すること。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する内容や方法、手法等が具体的かつ明確に示されているか。 ・実施する内容や方法、手法等が本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。 ・提案内容が、実現性があり、本市に有益となるものであるか。
効果測定・課題検証	効果測定・課題検証	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の目的や方針を十分に理解したうえで、効果測定や課題検証について、適切かつ効果的な手法及び考え方を示すこと。 ・報告書の記載内容を十分考慮し、分析・検証及びそれらに基づく解決方法の提案について適切かつ効果的な手法及び考え方を示すこと。 ・情報収集・調査分析に係る強みがあれば、具体的に記述すること。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定や課題検証について、適切かつ効果的な手法及び考え方が具体的かつ明確に示されているか。 ・分析・検証及びそれらに基づく解決方法の提案について適切かつ効果的な手法及び考え方が具体的かつ明確に示されているか。 ・提案された内容や方法、手法等が本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。
	報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容について適切かつ効果的な手法及び考え方を具体的かつ明確に記述すること。 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容の手法及び考え方が具体的かつ明確に提案されているか。

評価項目	評価事項	項目評価点 (満点時)	審査ポイント
デジタル活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の目的や方針を十分に理解したうえで、本委託業務終了後においても、モデル町会におけるアプリ活用が継続する場合の取組や想定される利用料を具体的に記述すること。 	50	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル町会におけるアプリ活用が継続する場合の取組や想定される利用料が具体的に示されているか。 ・継続しやすい利用料となっているか。 ・示された内容が本市の目的や方針に合致しているものとなっているか。
提案書の表現		10	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書作成要領に従い、適切に記述されているか。 ・本文・図表とも、読みやすく記述されているか。 ・適切な言葉で、分かりやすい表現がなされているか。 ・白黒複写を行った場合でも、明確に強調箇所が判別できる表現がなされているか。
		400	